

# Press Release



6-2, NIHONBASHI 3-CHOME, CHUO-KU, TOKYO 103-0027 JAPAN

平成 28 年 5 月 23 日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号  
証券コード 8616  
東証・名証第一部

## 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」と総称します。）の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、同年 6 月 28 日開催の第 95 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。さらに、同対応策は、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 101 期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該 2 度目の更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下、「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、本年 6 月 29 日開催予定の第 104 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

これを受けて、当社は、買収防衛策を巡る環境を勘案しつつ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する観点から、旧プランの継続および一部変更の是非を含め検討を行ってまいりました。検討の結果、本日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランの内容の一部を変更し、下記のとおり更新することを決定いたしました（当該 3 度目の更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下、「本プラン」といいます。）ので、お知らせいたします。

本プランにおける主な変更内容は、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更のほか、対抗措置の発動に際して取締役会の判断により、株主総会を招集し株主意思の確認を行うことも可能とした点であります（なお、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴う

修正は、本定時株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものいたします。）。

当社株式は、上場会社として自由な売買が認められているため、いわゆる「敵対的買収」であっても当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。今後、当社の株主構成の変動等により、当社株式の流動性が増す可能性があることを勘案すると、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大量買付行為がなされる可能性は否定できません。

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が十分な情報のもとで、大量買付行為に関する提案に応じるかべきか否かについて、より適切な判断を行って頂くために、当該大量買付行為に関する情報や検討時間を確保することおよび、株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

また、本プランは本日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、本日より、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

なお、本プランを決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 5 名全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに異議がない旨を表明しております。

本件に関するお問い合わせは、広報・IR部 03-3517-8618 までお願いします。

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株券等の大量買付行為（Ⅲ 2.（2）において定義されます。以下同じです。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付行為に関する提案の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、Ⅱ 1. の企業価値の源泉を維持するとともに、Ⅱ 2.（1）の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付けが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、および当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為（詳細につきましては、Ⅲ 2.（2）およびⅢ 2.（6）イ. ①から⑥までをご参照ください。）に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社グループは、当社および子会社 21 社ならびに関連会社 6 社（平成 28 年 5 月 23 日現在）により構成され、金融商品取引業およびその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とするリテール証券業務から投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、中堅・中小の証券会社に金融商品取引業に必要な各種インフラを提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界の新たな時代に向けた重要な戦略として、地域の特性に応じた地域戦略や有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略等を推進しております。

このように当社グループは、金融商品取引業およびその関連業務を中心に事業を展開しており、持株会社制のもと、①持株会社を中核とした当社グループ全体に係る戦略の立案、適正な経営資源の配分およびガバナンス体制の確立、②グループ各社が業務の執行に専念できる体制かつ、迅速な意思決定により刻々と変化する業務環境に対し機動的な対応を可能とする体制の構築、③グループ各社の事業領域や市場環境に応じた経営・組織体制、人材育成制度の導入等の実現を通じ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるよう努めております。

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業およびその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験および当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。したがって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるためには、これらの諸要素に対する理解および強化が不可欠であると考えております。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 経営計画に基づく取組み

当社グループでは、平成24年4月より、経営計画「Ambitious 5」（平成24年4月～平成29年3月）をスタートさせました。スタート当初の「Ambitious 5」では、「Leading Player in ASIA（リーディング プレイヤー イン アジア）」を目指すため、中部地域を中核とし、各地域の基盤強化に努めるとともに、これまで培ってきた証券ビジネスに必要なインフラや機能等を一段と発展・活用した新たなステージのビジネスモデルの確立に取り組んでまいりました。

平成26年4月からは当社を取り巻く事業環境の変化が進むなか、同計画のセカンド

ステージとして、その基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等に取り組んでおります。

- ①Community & the Middle (戦略的地域・顧客への特化) : 各地域の特性にあった営業戦略を立案し、基盤拡大につなげるとともに、ホームマーケットである中部地区での圧倒的な存在感・ブランドの確立を目指します。また、富裕層、成熟層、資産形成層それぞれに対応したセグメント戦略を推進いたします。お客様の利便性の向上や新たなお客様の開拓・拡大のためには、インターネット銀行等の先端的な機能を取り込む必要があると認識しています。
- ②Alliance & Platform (事業基盤の積極拡大) : アライアンス戦略では、既存4社に加え、5社目となる株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの共同出資による証券会社の設立に留まらず、引き続き、地方銀行と提携合弁証券会社を設立することにより基盤拡大を目指します。また、提携合弁証券会社やプラットフォーム先に対して様々な新しい機能・商品を提供することにより、独自性ある総合金融グループとして、グループ全体の基盤と収益の拡大を図ります。成長著しいアジアを中心に更なる海外ネットワーク構築や資本業務提携により資産運用機能やプライベートバンキング機能の充実を図る必要があると認識しております。
- ③Expertise (専門的ノウハウ) : 相続、事業承継等、お客様の課題解決につながる提案力の強化や、営業員のスキルアップを図ります。強みである債券引受・販売ビジネスをより強化するとともに、グローバルネットワークの一層の拡充により情報・サービスの質・量を高めるほか、海外投資家の開拓にも注力いたします。自前の運用機能を持つことによる商品競争力の一層の強化が必要と認識しております。また、インターネット機能の充実によるお客様の利便性向上を図る必要があると認識しております。
- ④Humanity (人間味溢れる企業) : チームワークを重視した新たな人事制度を導入したほか、ダイバーシティ(女性の登用、多様なバックグラウンドを持つ人材の活用)を推進することにより、多様な価値観、ライフスタイルを尊重する人間味溢れる企業風土を醸成いたします。さらに、業

容の多様化に伴い、それぞれの分野で専門性の高い人材を育成・登用するとともに、社員個人が自立して個性を磨き、伸ばすための環境整備・研修支援等を強力にバックアップし、個々の成長した能力を最大限活かしてまいります。

⑤Risk Management  
(危機対応力の強化)

： リスク管理、危機管理、コンプライアンス体制、ガバナンス、財務基盤をさらに強化することで、様々なリスクに対応できる体制を整備いたします。また地震等の自然災害に対しても十分な危機対応体制を整備いたします。

さらに、金融商品取引業を中心に事業を展開するグループ会社として、フィデューシャリーデューティーの実践に取り組んでまいります。

経営計画のこれまでの主な成果として、国内におけるアライアンス戦略においては、同計画初年度に設立した池田泉州T T証券株式会社を含め有力地方銀行との提携合弁証券会社（ワイエム証券株式会社、浜銀T T証券株式会社、西日本シティT T証券株式会社および池田泉州T T証券株式会社）の拠点数が平成24年度当初の36拠点から平成27年度末には51拠点至まで増加するなど順調に業容を拡大しております。

また、プラットフォーム戦略では、当社グループでは、これまで培ってきた証券ビジネスに必要なインフラ、機能、商品等を提供するプラットフォームビジネスを本格化させ、多数の証券会社へ外国証券や外国債券等の商品、投資情報や教育等のサービスを提供するなど着実に成果を上げております。

なお、本年3月には、地方銀行7行との共同出資による投資運用会社オールニッポン・アセットマネジメント株式会社の設立および当社と有力地方銀行との合弁証券会社設立としては5社目となる株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの共同出資による証券会社設立に関し合意いたしました。

一方、海外のアライアンス戦略も米国・シンガポール・中国・フィリピン・香港・タイの金融機関との提携や資産運用会社の設立により、お客様への情報提供・サービス拡充等着実に成果を上げております。

これらのように、「Ambitious 5」に基づき具体的施策を実行していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上が図れるものと考えております。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの

強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めております。

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備および株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。
- (2) 当社は、株主、顧客、取引先、社員および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの皆様との適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (3) 当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。
- (4) 当社は、取締役がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果断な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。
- (5) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動等を通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

#### ②当社コーポレートガバナンスの主な特徴

##### (1) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社は、取締役について、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役とで役割を明確にしております。さらに、取締役会の議長には「非業務執行取締役」が就任することにより、取締役会による業務執行の監督機能の実効性の確保を図っております。

##### (2) ガバナンス機能の強化

経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役4名と社外監査役3名を含めて役員を構成して、取締役会および監査役会における牽制機能の強化を図っております。

なお、当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これまでの「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたします。「監査等委員会設置会社」への移行は、現行のガバナンス機能の優位性を維持しつつ、役員体制の柔軟性確保、意思決定の迅速性向上、取締役会における戦略・方針等の議論の拡充および監督・監査機能の強化を目的とするものです。

今後も引き続きコーポレート・ガバナンス強化に係る諸施策を推し進めるとともに、株主の皆様との積極的な対話を行うことにより、株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っていく所存であります。

### **Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

#### **1. 本プランへの更新の必要性について**

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

他方で、当社は上場会社であることから、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々譲渡されることは勿論のこと、かかる株券等の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株券等の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する株券等の大量買付行為がなされる可能性は否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本プランへ更新することを決定いたしました。

なお、本年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

また、現時点において、当社は、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

#### **2. 本プランの内容**

##### **(1) 本プランの概要**

###### **イ. 本プランの目的**

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示するため、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。必要かつ十分な情報の提供と大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間（Ⅲ 2.（4）において定義されます。）が経過するまでの間、または下記（7）に定めるとおり当社取締役

会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

#### ロ. 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合（詳細につきましては、Ⅲ 2. (6) イ. ①から⑥をご参照ください。）には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（その主な内容はⅢ 2. (10)「対抗措置の概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を制限する行使条件、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### ハ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

当社は、本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、および本プランに定めるルールが遵守された場合に当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ相当と考えられる対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会が、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置を発動するか否かを検討し、判断するにあたって、当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとします。なお、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりであり、本プランへの更新時の各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、当社取締役会から諮問を受

けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

## 二. 株主総会の開催

さらに、下記（7）に定めるとおり、下記（6）イの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとし、

### （2）対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為（ただし、当社取締役会が予め承認した行為を除くものとし、以下、「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する大量買付者の株券等保有割合<sup>2</sup>が 20%以上となる当該株券等の買付け<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する大量買付者の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付け<sup>7</sup>

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大量買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、本プランにおいては大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとし、

<sup>3</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することとなる取引および金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとし、

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該大量買付者の特別関係者とみなします。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>7</sup> 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、③において同じとします。）との間で行う当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者<sup>8</sup>に該当することとなる行為であって、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為<sup>9</sup>

### （3）本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は本プランを、株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のホームページ（<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>）に掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）ならびに大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といい、使用言語は日本語に限るものとします。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。なお、買付説明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の実在を証明する書類を添付していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付説明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性なら

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者に含まれる者を含みます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>9</sup> 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項に規定される共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

びに大量買付行為および関連する取引の実行可能性等を含みます。)

- ④ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実および仮定条件、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額および算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- ⑦ 当社グループの取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその詳細
- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。

独立委員会は、大量買付者より提供された情報および買付説明書に記載の内容が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または間接に本必要情報の追加的な提供を求めることがあります。

当社取締役会および独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

#### **（４）当社取締役会による意見、代替案等の提示に係る検討手続**

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付説明書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付説明書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨

ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知するとともに、株主の皆様へ開示します。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の検討期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

大量買付者は、この取締役会評価期間経過後または下記（7）に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記（8）に定める不発動決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された情報・資料に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、大量買付行為の内容を検討し、改善させるために、必要に応じ、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提出された買付説明書の概要、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

## **（5）独立委員会による評価、検討**

独立委員会は、大量買付者から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当

社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができます。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会等から提供された上記情報・資料に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提出された買付説明書の概要、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行うよう、当社取締役会に請求することができるものとします。

## **(6) 独立委員会の勧告手続**

独立委員会は、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

### **イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合**

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、対抗措置の発動（その発動に必要な手続・条件の決定を含みます。）を勧告します。

具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次の a. から d. までの掲げる行為等により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
  - a. 当社の株券等を買占め、その株券等について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行

為

c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付け（最初の買付けで当社の全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合

③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適當な大量買付行為である場合

⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥ 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合

a. 当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が害されることを回避することができないかまたはそのおそれがある場合

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されず、かつ、当社取締役会がその是正を書面により要請した後 5 営業日以内に是正がなされない場合（ただし、是正の可能性がないと当社取締役会が認める場合は、かかる手続は不要とします。）には、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動しないことが必要であることが明白である場合、またはその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、対抗措置の発動を勧告します。独立委員会の勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報について、法令および関係する金融商品取引所の規則に従

って適時適切な開示を行います。

#### **(7) 株主総会の開催**

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会は、上記（6）イ．の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとし、当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとし、

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとし、

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとし、

#### **(8) 当社取締役会による決議**

当社取締役会は、上記（6）イ．またはロ．のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記（6）イ．の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとし、なお、当社取締役会は、大量買付行為が撤回された場合その他当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止その他の決定を行うことができるものとし、また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することができるものとし、

当社取締役会がこれらの決議を行った場合、当社は、直ちに当該決議の概要、上記株主総会の決議の概要のほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下、「不発動決定通知」といいます。）し、また、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報について、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記（7）に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ大量買付行為を行うこと

ができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

### **(9) 本必要情報の変更**

Ⅲ 2. (3)の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

### **(10) 対抗措置の概要**

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙4「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、非適格者（別紙4「新株予約権の要項」において定義されます。以下同じです。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で非適格者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

## **3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等**

### **(1) 本プランへの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等**

本プランへの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

ません。

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に関する提案に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に関する提案に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランへの更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、Ⅲ 2. において述べたとおり、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

## **(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響等**

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき 1 個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議し、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止した場合、または無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として 1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

加えて、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様が有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的

な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様は当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てのほか会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）の有する当社の株式に係る法的権利または経済的利益に格別の損失を与える事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### **(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続**

当社取締役会において、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。そして、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は新株予約権が無償にて割り当てられます。

本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細・手続につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。なお、本新株予約権の行使または当社による取得に当たり、株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、あらかじめご注意ください。

## **4. 本プランの有効期間等**

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、独立委員会の意見を得た上で、本プランを修正

し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

また、本プランの有効期間満了後における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

#### **IV 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由）**

##### **（1）会社の支配に関する基本方針に沿うものであること**

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

##### **（2）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成 20 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

##### **（3）株主共同の利益を損なうものではないこと**

本プランは企業価値ひいては株主共同の利益を尊重する考え方に基づき設計され、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保するものです。本プランにより株主の皆様は適切な投資判断を行うことが可能となり、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えます。

**(4) 株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること**

本プランは、更新に当たり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。また、Ⅲ 4. に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2. (7) 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

**(5) 会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）**

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、当社取締役会から独立性の高い社外者により構成される独立委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある外部専門家等の助言を得ることができることなどにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされています。したがって、本プランは、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

**(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、上記Ⅲ 4. に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされており、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を

2年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

以 上

## 当社の大株主の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	株 15,268,200	% 5.79
三井住友海上火災保険株式会社	14,283,798	5.41
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	14,280,000	5.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,016,853	4.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,539,600	3.24
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.66
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	5,860,800	2.22
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.13
三井住友信託銀行株式会社	4,800,000	1.82
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	4,500,000	1.71

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式16,706,568株があります。

以 上

### 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役(その補欠者を含む。)または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する秘密保持義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本年6月開催予定の本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ② 大量買付行為の内容が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの決定および対抗措置の発動または不発動
  - ③ 対抗措置の中止
  - ④ 取締役会評価期間の延長
  - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の検討
  - ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の検討
  - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑤ 本プランの修正または変更の検討
  - ⑥ 本プラン以外の買収防衛策導入の是非の検討
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会の行うことができると定めた事項

- 独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- 独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員の略歴

本プランへの更新時の独立委員会の委員は、以下の3名(五十音順)を予定しております。

柏木 茂雄 (かしわぎ しげお)

昭和	25年	7月	20日生
昭和	48年	4月	大蔵省入省
平成	5年	7月	国際金融局国際機構課長
平成	6年	6月	大臣官房付(アジア開発銀行理事)
平成	8年	6月	証券局証券市場課長
平成	10年	6月	金融企画局総務課長
平成	11年	7月	東海財務局長
平成	15年	7月	財務総合政策研究所次長
平成	16年	5月	大臣官房付(国際通貨基金理事)
平成	19年	6月	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
平成	21年	6月	当社監査役(現任)
平成	28年	4月	慶應義塾大学特別招聘教授(現任)

(注) 柏木茂雄氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。当社は、平成28年6月29日開催予定の第104期定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社への移行を予定しており、柏木茂雄氏は監査等委員である社外取締役就任に就任予定です。

加藤 正樹 (かとう まさき)

昭和	20年	4月	15日生
昭和	44年	10月	監査法人丸の内会計事務所入所(現有限責任監査法人 トーマツ)
昭和	49年	10月	公認会計士登録
昭和	56年	6月	監査法人丸の内会計事務所 社員
平成	4年	6月	監査法人サンワ・トーマツ青木(現有限責任監査法人 トーマツ) 代表社員
平成	19年	6月	監査法人 トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ) 退職
平成	19年	7月	公認会計士加藤正樹事務所開設(現任)

長野 庵士 (ながの あつし)

昭和	19年	3月	20日生
昭和	41年	4月	大蔵省入省(平成10年4月まで)
昭和	58年	1月	在イギリス日本国大使館参事官
平成	2年	6月	主税局総務課長
平成	5年	7月	銀行局担当審議官
平成	8年	1月	証券局長
平成	12年	10月	第二東京弁護士会登録
平成	14年	11月	西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)顧問
平成	22年	1月	西村あさひ法律事務所 パートナー
平成	27年	1月	西村あさひ法律事務所 オブカウンスル(現任)

以上

## 新株予約権の要項

### イ. 新株予約権の数

割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### ロ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき新株予約権 1 個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### ハ. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### ニ. 新株予約権の目的である株式

新株予約権 1 個の目的である株式<sup>10</sup>の数（以下、「対象株式数」という。）は、1 株とする。ただし、下記ホ. により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### ホ. 新株予約権の目的である株式の数の調整

- ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
- ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### ヘ. 新株予約権の払込金額

無償とする。

---

<sup>10</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとする。

ト．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

チ．新株予約権の行使期間

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において、別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、新株予約権無償割当て決議において2年1ヶ月間から2年3ヶ月間までの範囲で別途定める期間とする。ただし、下記ル．②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできないものとする。行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

リ．新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者<sup>11</sup>、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者<sup>12</sup>、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)から(Ⅴ)に該当する者の関連者<sup>13</sup>（以下、(Ⅰ)から(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」という。）は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記ル．のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

<sup>11</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。以下本書において別段の定めがない限り同じ。

<sup>12</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本脚注12において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本脚注12において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとする。以下本書において別段の定めがない限り同じ。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

ヌ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

ル. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

ヲ. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

ワ. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

カ. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

ヨ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

タ. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権

の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を上記チ．に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

レ．新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、上記タ．の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

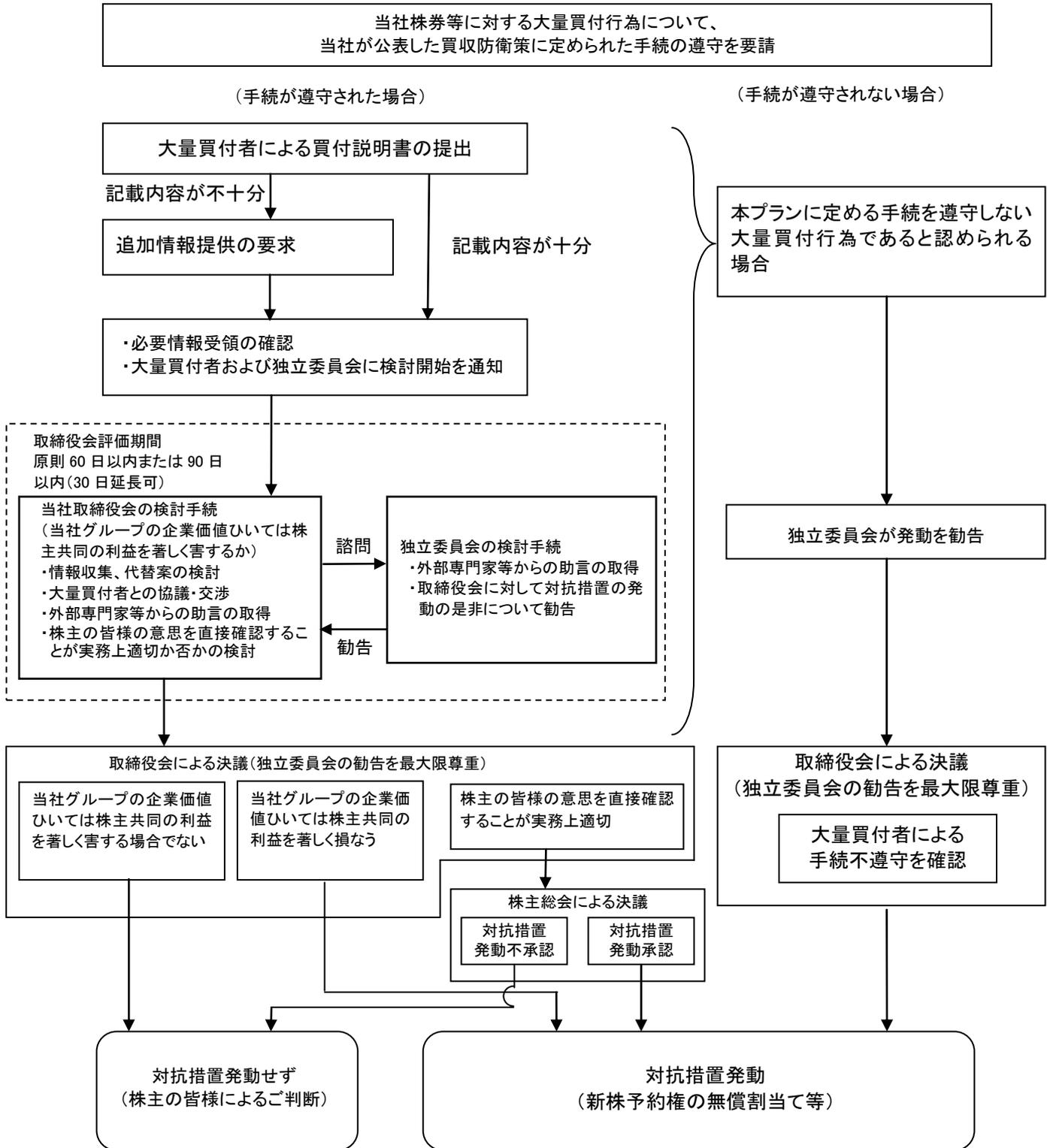
ソ．法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

### 大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。